

令和7年度 放課後児童クラブ 利用募集案内

(以下、クラブと称す)

◆申請手続きについて◆

1 クラブの利用申請ができる方 ※全ての条件を満たすこと。

(1) 利用児童は、町内の小学校新1年生から新6年生であること。

(2) 保護者が昼間に就労、又は長期にわたる疾病等の状態であること。

※就労の場合は平日週3日以上勤務し、児童の下校時間帯に保護者が在宅していないこと。

※勤務が夜間のみで放課後に在宅している場合は、利用基準を満たしません。

※育児休業中の方は、復職日以降の利用開始となります。

(利用決定後に育児休業の取得が判明した場合、決定を取り消します。)

(3) 父母以外の18歳以上75歳未満の者が同一住所地にいる場合、就労・疾病等の状態であること。

※就労の場合は保護者と同様、平日週3日以上勤務し、児童の下校時間帯に在宅していないこと。

※放課後児童クラブの利用の適正化を図るため、「就労証明書」等利用する児童の養育ができない理由の分かる書類の提出が必要となります。

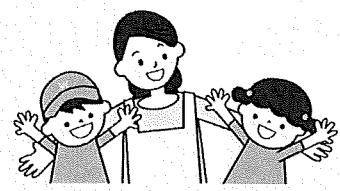
(4) クラブの利用を必要とする日が、平日週3日以上あること。 (土曜日利用を除く。)

(5) 本年度に引き続きクラブを利用する場合、保護者負担金（おやつ代や教材費）に兄弟姉妹の利用分も含めて滞納がないこと。

(6) 保護者が18時15分までに迎えに来ること。

(7) 当クラブは、子どもに適切な遊びや生活の場を与え、安全に利用していただく為に、他の子どもに対する執拗な嫌がらせ等の迷惑行為を禁止する。

(※守られない場合、利用中であっても、利用中断を町が利用者へ命じることができます。)



2 利用施設

施設名	受入学年	施設所在地・連絡先
多度津校区放課後児童クラブ	1~3年生	栄町三丁目1番53号 (TEL:32-3910)
多度津校区四つ葉クラブ	4~6年生	栄町三丁目1番9号 (TEL:33-3878)
豊原校区放課後児童クラブ	1・2年生	南鴨660番地7 (TEL:32-3970)
豊原校区四つ葉クラブ	3~6年生	南鴨660番地1 (TEL:32-3970)
四箇校区放課後児童クラブ	1~3年生	三井431番地1 (TEL:33-0172)
四箇校区四つ葉クラブ	4~6年生	三井431番地1 (TEL:33-0172)
白方校区放課後児童クラブ	1~6年生	奥白方1409番地1 (TEL:33-2589)

※利用人数によって、受入学年が変更になる場合もあります。

3 利用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※年度ごとの申請のため、本年度から引き続き利用を希望される方も、申請が必要です。

4 利用申請に必要な書類

必要書類をすべてそろえて申請してください。書類がそろわない場合や記入漏れがある場合は、申請を受け付けることができません。

【必要書類一覧】

1 放課後児童クラブ利用申請書・同意書	1部／1人
2 父母について 児童を養育できない事由の証明書の提出。(4ページ参照)	各1部
3 18歳以上75歳未満の者が同一住所地にいる場合 その方が、児童を養育できない事由の証明書の提出。(4ページ参照)	各1部

※申請者多数の場合は、必要度の高い子どもを優先させていただきます。そのため、利用できない場合もありますので、ご了承ください。

5 申請期間・提出先

(1) 4月1日からの利用を希望(通年)

令和6年11月1日（金）から 令和6年11月22日（金）まで

★提出先

- 町内各放課後児童クラブ
午後2時～午後6時15分(土・日曜日、祝日を除く)
- 各校区四つ葉クラブ
午後3時～午後6時15分(土・日曜日、祝日を除く)

★審査結果

2月中旬頃を目途に、町健康福祉課より通知します。

(2) 年度途中の利用を希望

★提出先

町健康福祉課(本庁1階入口を入って右側4番窓口)にて、随時受付
午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

★審査結果

受付後、10日以内を目途に連絡又は通知します。

(3) 長期休業期間のみの利用を希望

- 休業期間1ヶ月前に受付を行います。休業ごとに申請をお願いします。受付期間については、広報及び町ホームページにてお知らせをします。

6 申請内容に変更が生じた場合等の手続きについて

(1) 「利用申請書」に記載した内容に変更があった場合

「利用申請書」を再度提出してください。

(2) 仕事を辞めた、利用をやめる(退会する)場合

「退会申出書」を提出してください。※申出月で退会。



(3) 父母及び同一住所地に住む18歳以上75歳未満の者の「就労証明書」の内容（勤務先・勤務時間等）に変更があった場合

勤務先や勤務時間の変更及び雇用期間が終了した場合は、新しい「就労証明書」を速やかに提出してください。

提出されない場合は、就労状況の確認ができませんので退館となります。また、提出した場合であっても、就労日数や就労時間が利用の基準を満たしていない場合は退館となります。

◆利用における注意事項◆

1 保護者負担金

おやつ代及び教材費 長期休業のみ利用	通年期		月額 3,000円
	春季休業		1,500円
	夏季休業		5,500円
	冬季休業		1,000円
傷害保険加入料	年額 800円（令和5年度実績）		

※おやつ代及び教材費については、1か月に満たないご利用（長期休業中の場合も同様）でも1か月分の額となります。また学校給食がない日は、お弁当を持参していただきます。



2 来館及び帰宅

(1) 開館時間について

授業のある月曜日から金曜日

下校時～午後6時15分

長期休業中、小学校の振替休日

午前8時～午後6時15分

および開館する土曜日

※ 学校が終わったら、そのままクラブへ来館してください。

(2) 帰宅方法は原則お迎えです。必ず閉館時間（午後6時15分）までにお願いします。

(3) 帰宅時間、帰宅方法、お迎えの方に変更がある場合は、必ず保護者が在籍しているクラブへ連絡をしてください。

3 欠席について

(1) 欠席する場合は、必ず保護者が在籍しているクラブへ連絡をしてください。

(2) 感染症（インフルエンザ等）の場合、医師の許可（登校可）があるまで休ませてください。

(3) 学級閉鎖となったクラスの児童は、クラブも休ませてください。

(4) 児童の病気等やむを得ない場合を除き、連續して2か月間、利用日数が月8日以下の場合は退館となる場合もありますのでご注意ください。

4 利用中の病気やけがについて

(1) 利用中に具合が悪くなった場合は緊急連絡先に連絡しますので、お迎えをお願いします。

(2) 利用中の万一の事故・負傷に備え、通院・入院・死亡・後遺障害に備えてスポーツ安全保険に加入していただきます。利用中に傷害を受けた場合、同保険の範囲内での補償となります。

◆各種証明書等の提出について◆

- 放課後児童クラブを利用する理由に応じて提出する様式を選び、記入してください。
- 兄弟姉妹で利用する場合、兄姉は原本、妹弟はコピーを提出してください。
- 書き損じた場合は取消線を引き、証明者の訂正印を押して訂正してください。
- 提出された証明書は放課後児童クラブの利用以外に使用しませんが、記入漏れや内容確認の必要がある場合は、証明者に問い合わせることができますので、ご了承ください。

利用する理由と 提出する様式	証明方法
<p>保護者及び同一住所地に住む 18歳以上75歳未満の者が 子どもと離れて、日常の家事 以外の仕事又は就学してい る。</p> <p>会社員・公務員・団体職員・ 自営業者・農林漁業者 学生</p> <p style="text-align: center;">↓ <u>就労・自営業証明書</u> <u>在学証明書（学校の書式）</u> に必要事項を記入して提出。</p>	<p>会社、団体などに雇用されている 記入項目全ての内容について、雇用先（原則代表者）に証明してもらいます。 <u>就労者本人の加筆・訂正等は不可です。</u> 有限・株式会社の自営業者で代表者の方はご自分の証明でかまいません。</p> <p>自営業、農林漁業など 有限・株式会社以外の自営業の方は、記入項目全ての内容について地区民生委員に証明してもらいます。</p> <p>※証明書は、申込日（提出日）の2か月以内に発行されたものが有効です。 また不定期・シフト制勤務の方は、勤務時間を複数記入してください。</p> <p>学生 学校の書式の在学証明書を提出してください。</p>
<p>保護者及び同一住所地に住む 18歳以上75歳未満の者が 病気や怪我であったり、心身 に障害を有する。</p> <p>子どもの親族に長期にわたる 病人や、心身に障害を有する 人等があり、常時看（介）護 等をしている。</p> <p style="text-align: center;">↓ <u>指定の診断書</u> に必要事項を記入して提出。</p>	<p>病気・けが、障害 世帯員本人が病気やけがで養育が困難な場合は、医師による証明が必要です。 なお、身体障害者手帳等をお持ちの方でも就労されている方は、就労・自営業証明書を提出してください。</p> <p>親族の看（介）護 常時親族の看（介）護で子どもの養育が困難な方は、医師による証明が必要です。 身体障害者手帳、介護保険被保険者証等（全ページのコピー）を添付してください。</p>
<p>保護者（母）が妊娠・出産し た。</p> <p style="text-align: center;">↓ <u>母子手帳の分娩予定日が分か るページ（4ページ）と診察 月日・妊娠週数の記載ページ (8ページ)の写しを提出。</u></p>	<p>保護者（母）の妊娠・出産 放課後児童クラブを利用中に、保護者（母）が妊娠・出産した場合、出産予定期の8週前の日が属する月の初日から出産予定期の8週後の翌日が属する月の月末までは放課後児童クラブを利用することができます。 上記期間に放課後児童クラブの利用を希望される場合は、母子手帳の分娩予定期が分かるページと、診察月日・妊娠週数の記載ページ（診察月日・妊娠週数以外の部分はマスキングしてください）の写しを提出してください。</p>

※同一住所とは、世帯分離を問わず、同じ住所であれば届出が必要です。

【お問い合わせ先】多度津町健康福祉課 こども支援係
TEL：0877-33-1134
FAX：0877-33-2550

本案内は、利用申請及び利用に関わる重要な事項が記載されていますので、必ずお読みください。
また、利用説明会等にも必ずお持ちいただき、その後は、大切に保管してください。